

Ⅷ 体幹（せき柱及びその他の体幹骨）の障害（第9次改正・全部）

1 障害の等級及び程度

(1) 体幹（せき柱及びその他の体幹骨）の障害について、省令別表第二に定める障害は次のとおりである。（第10次改正・一部）

ア せき柱の障害（系列区分 16）

(ア) 変形障害

第6級第5号 せき柱に著しい変形を残すもの

第11級第7号 せき柱に変形を残すもの

(イ) 運動障害

第6級第5号 せき柱に著しい運動障害を残すもの

第8級第2号 せき柱に運動障害を残すもの

イ その他の体幹骨の障害（変形障害）（系列区分 17）

第12級第5号 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの

(2) せき柱の運動機能の評価及び測定については、以下によるほか、別添1「労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。

2 障害等級決定の基準

(1) せき柱の障害

せき柱のうち、頸椎（頸部）と胸腰椎（胸腰部）とでは主たる機能が異なっていることから、障害等級の決定に当たっては、原則として頸椎と胸腰椎は異なる部位として取り扱い、それぞれの部位ごとに等級を決定するものとする。

ア 変形障害

(ア) 「せき柱」とは、頸椎、胸椎及び腰椎の総称をいう。

(イ) せき柱の変形障害については、「せき柱に著しい変形を残すもの」、「せき柱に中程度の変形を残すもの」、「せき柱に変形を残すもの」の3段階で等級を決定するものとする。

(ウ) 「せき柱に著しい変形を残すもの」及び「せき柱に中程度の変形を残すもの」は、せき柱の後彎又は側彎の程度等により等級を決定するものとする。

この場合、せき柱の後彎の程度は、せき椎圧迫骨折、脱臼等（以下「せき椎圧迫骨折等」という。）により前方椎体高が減少した場合に、減少した前方椎体高と当該椎体の後方椎体高の高さを比較することにより判定する。また、せき柱の側彎は、コブ法による側彎度で判定する。

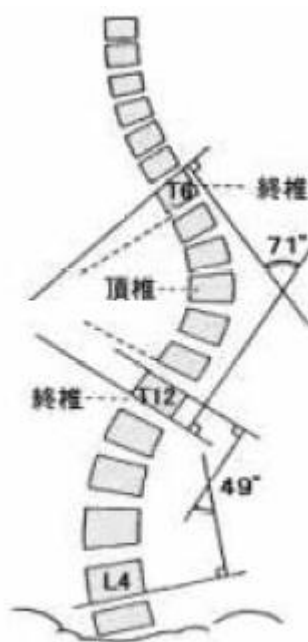
なお、後彎又は側彎が頸椎から胸腰部にまたがって生じている場合には、上記にかかわらず、後彎については、前方椎体高が減少したすべてのせき椎の前方椎体高の減少の程度により、また、側彎については、その全体の

角度により判定する。

(注)

○ 体幹の変形障害認定の際に用いるコブ法

「コブ法」とは、下図のとおり、エックス線写真により、せき柱のカーブの頭側せき椎（頂椎）及び尾側せき椎（終椎）において、それぞれ水平面から最も傾いているせき椎を求め、頭側で最も傾いているせき椎の椎体上縁の延長線と、尾側で最も傾いているせき椎の椎体下縁の延長線が交わる角度（側彎度）を測定する方法である。



(労災補償 障害認定必携 引用)

(エ) 「せき柱に著しい変形を残すもの」とは、エックス線写真、CT画像又はMRI画像（以下「エックス線写真等」という。）により、せき椎圧迫骨折等を確認することができる場合であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- a せき椎圧迫骨折等により2個以上の椎体の前方椎体高が著しく減少し、後彎が生じているもの。この場合「前方椎体高が著しく減少」したとは、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の1個当たりの高さ以上であるもの。
- b せき椎圧迫骨折等により1個以上の椎体の前方椎体高が減少し、後彎が生ずるとともに、コブ法による側彎度が50度以上となっているもの。この場合、「前方椎体高が減少」したとは、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の1個当たりの高さの50%以上であるもの。

- (オ) 「せき柱に中程度の変形を残すもの」とは、エックス線写真等によりせき椎圧迫骨折等を確認することができる場合であって、次のいずれかに該当するものをいう。
- a 上記(エ)の b に該当する後彎^{わん}が生じているもの
 - b コブ法による側彎^{わん}度が50度以上となっているもの
 - c 環椎又は軸椎の変形・固定（環椎と軸椎との固定術が行われた場合を含む。）により、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 軸椎以下のせき柱を可動させずに（当該被災者にとっての自然な肢位で）測定した回旋位が60度以上となっているもの
 - (b) 軸椎以下のせき柱を可動させずに（当該被災者にとっての自然な肢位で）測定した屈曲位が50度以上又は伸展位が60度以上となっているもの
 - (c) 側屈位となっており、エックス線写真等により、矯正位の頭蓋底部の両端を結んだ線と軸椎下面との平行線が交わる角度30度以上の斜位となっていることが確認できるもの
- (カ) 「せき柱に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- a エックス線写真等によりせき椎圧迫骨折等が確認できるもの
 - b せき椎固定術が行われたもの（移植した骨がいずれかのせき椎に吸収されたものを除く。）
 - c 3個以上のせき椎について、椎弓切除術等の椎弓形成術を受けたもの

イ 運動障害

- (ア) エックス線写真等ではせき椎圧迫骨折等又はせき椎固定術が認められず、また、項背腰部軟部組織の器質的変化も認められず、単に、疼痛のために運動障害を残すものは、局所の神経症状として等級を決定するものとする。

(注) 「軟部組織」とは、皮膚、筋肉、腱、血管等の組織をいい、せき柱を構成する椎間板は、軟部組織には当たらない。

- (イ) 「せき柱に著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかにより頸部及び胸腰部が強直したものをいう。
- a エックス線写真等により頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎圧迫骨折等が確認できるもの
 - b 頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎固定術が行われたもの
 - c 項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもの
- (ウ) 「せき柱に運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- a 次のいずれかにより、頸部又は胸腰部の運動可能領域が参考可動域の2

分の1以下に制限されているものをいう。

(a) エックス線写真等により頸椎又は胸腰椎にせき椎圧迫骨折等が確認できるもの

(b) 頸椎又は胸腰椎にせき椎固定術が行われたもの

(c) 項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもの

b 頭蓋と上位頸椎間に著しい異常可動性が生じたもの

(2) その他の体幹骨の障害（変形障害）

ア 「鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの」とは、裸体となったとき、変形（欠損を含む。）が明らかにわかる程度のものをいう。したがって、その変形がエックス線写真等によって、初めて発見し得る程度のものは、これに該当しないものとする。

イ ろっ骨の変形は、その本数、程度、部位等に関係なく、ろっ骨全体を一括して一つの障害として取り扱うものとし、ろく軟骨についても、ろっ骨に準じて取り扱うものとする。

また、骨盤骨には、仙骨を含め、尾骨は除くものとする。

3 併合等の取扱い

(1) 併合

せき柱及びその他の体幹骨の障害で、次に掲げる系列を異にする2以上の障害を残した場合は、併合して等級を決定するものとする。

ただし、骨盤骨の変形とこれに伴う下肢の短縮がある場合は、原則として、これらのうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。

ア せき柱の変形障害又は運動障害とその他の体幹骨の変形とを残した場合

イ 骨盤骨の高度の変形（転位）によって股関節の運動障害（例えば、中心性脱臼）が生じた場合

ウ 鎖骨の著しい変形と肩関節の運動障害とを残した場合

(2) 準用

ア せき柱の頸部及び胸腰部のそれぞれに障害を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

(例1) 頸椎（環軸椎）が60度回旋位（準用等級第8級）で、胸腰椎にせき椎固定術が行われた（第11級第7号）場合は、準用等級第7級とする。

(例2) 頸部の運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限され（第8級第2号、胸腰椎にコブ法による側彎度が50度以上の側彎（準用等級第8級）又は準用等級第8級の後彎を残す場合は、併合の方法を用いると第6級となるが、第6級には達しないので、準用等級第7級とする。

(例3) 頸部及び胸腰部の運動可能領域がそれぞれ参考可動域の2分の1以下に制限された場合（第8級第2号）についても、併合の方法を用いると第6級となるが、第6級には達しないので、準用等級第7級とする。

(例4) 頸部の運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限され、胸腰椎に第6級第5号に該当する後彎^{わん}を残す場合は、準用等級第6級とする。

なお、頸椎及び胸腰椎にまたがる準用等級第8級の側彎^{わん}又は後彎^{わん}を残し、更に頸部又は胸腰部に第8級又は第11級の障害を残す場合は、準用等級第7級とする。

また、せき柱の頸部に複数の障害がある場合は、いずれか上位の等級で決定する。胸腰部に複数の障害がある場合も同様とする。

(例) 腰椎に圧迫骨折による変形を残す(第11級第7号)とともに腰部の運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限された(第8級第2号)場合は、第8級第2号とする。

イ その他の体幹骨の2以上の骨にそれぞれ著しい変形を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を決定するものとする。

(例) 鎖骨と肩こう骨のそれぞれに著しい変形障害を残した場合は、準用等級第11級とする。

ウ 荷重機能の障害については、その原因が明らかに認められる場合であって、そのために頸部及び腰部の両方の保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものは準用等級第6級とし、頸部又は腰部のいずれかの保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものは準用等級第8級とする。

(注) 荷重機能の障害の原因が明らかに認められる場合とは、せき椎圧迫骨折・脱臼、せき柱を支える筋肉の麻痺又は項背腰部軟部組織の明らかな器質的変化を残し、それらがエックス線写真等により認められるものをいう。

(労災補償 障害認定必携 引用)

(3) 加重

せき柱について障害の程度を加重した場合は、その限度で障害補償を行うものとする。

(例) 胸腰椎にせき椎圧迫骨折を残していた(第11級第7号)者が、更に頸椎のせき椎固定術を行った(第11級第7号)もの

(4) その他

せき髄損傷による神経系統の障害を伴うせき柱の障害については、神経系統の障害として総合的に決定するものとし、また、圧迫骨折等によるせき柱の変形に伴う受傷部位の疼痛については、そのいずれか上位の等級により決定するものとする。